新規受付再開!!

自井市

電力・ガス等価格高騰対策支援金

一申請要領一



〈交付金額〉

中小企業等 10万円 個人事業者等 5万円

※令和5年9月実施の「白井市電力・ガス等価格高騰対策支援金」に申請された事業者は申請できません。

〈受付期間〉

令和6年1月16日(火)から令和6年2月15日(木)まで ※予算に達し次第終了します。

【問い合わせ先】

白井市役所 産業振興課 商工振興係

<受付時間> 9:00~17:00(土日祝日を除く)

<電話番号> 047-401-4641

<F A X> 047-491-3554



〈メールアドレス〉 syoukou-shinkou@city.shiroi.chiba.jp

お問い合わせの際は「白井市電力・ガス等価格高騰対策支援金」についての内容とわかるようにお伝え、または記載してください。

□支援金の目的

電力及びガス等の価格高騰により影響を受けている市内中小企業者の皆様に対して、「白井市電力・ガス等価格高騰対策支援金(以下「本支援金」という。)を交付することによ

り、事業の負担軽減を通じて事業の継続を支援することを目的とします。

□交付金額

中小企業等 10万円 個人事業者等 5万円

※1事業所につき、交付は1回のみです。重複申請は承りません。

□交付対象

令和5年4月1日までに創業し、令和5年4月1日から申請日までの間、市内に「店舗」または「事業所」 を有する**1中小企業等*2、個人事業者等*3であること

- ※1 市内に「店舗」または「事業所」を有する
 - 〇申請時に提出する
 - ①法人の場合:法人税の確定申告書別表1に記載された納税地
 - ②青色申告の場合:所得税の青色申告決算書に記載された事業所所在地
 - ③白色申告の場合:所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地

〜が<u>市内であり</u> 有すること

〇フリーランス等、特定の事業所を有しない場合は<u>市内に住所を有すること</u>

上記の条件を満たしていない場合でも、下記(1)・(2)の市内に事業所を有することを証する書類をいずれか1つまたは複数枚提出することで要件を満たすとする。

- (1) 市に事業に関する税を納めている(または申告している)ことがわかる書類 市への法人市民税申告書もしくは納付書の写し等
- (2) 市内に店舗、事業所等の営業拠点を構えていることがわかる書類 履歴事項全部証明書、営業許可証、事業許可証、雇用保険適用事業所設置届 労働保険の保険関係成立届、健康保険・厚生保険新規適用届等



※2 中小企業等

〇中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に記載の範囲に属する法人をいう。 業種と範囲の例は次のとおり

中小企業基本法第2条第1項の表

業種	資本金の額または出資総額	常時雇用する従業員の数
①卸売業	1 億円以下	100 人以下
②小売業/飲食業	5,000 万円以下	50 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④製造業、建設業、運輸業 その他業種(①~③を除く)	3 億円以下	100 人以下

同法に基づかない法人格を持つ法人(社会福祉法人、医療法人、NPO 法人、社団法人(一般・公益)、財団法人(一般・公益)、組合等)も業種ごとに規定される規模以下の場合は対象となる。「基本金」を有する法人は「基本金の額」、一般財団法人は「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。「常時雇用する従業員の数」とは労働基準法第20条の規定に基づく「解雇の予告を必要とするもの」を指す。(パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については当該条文を基に個別に判断。会社役員及び個人事業主は解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時雇用する従業員」には該当しない。)

※3 個人事業者等

○個人で開業し、主たる収入を事業収入で確定申告した「個人事業者」のほか、雇用によらない業務委託契約等に基づく事業収入を主たる収入として、雑収入・給与収入で確定申告した個人事業者を含む。

業種と範囲は中小企業基本法の分類例に準ずるものとする。



□交付要件

交付要件確認

	要件		いいえ
1	1 電力及びガス等の価格高騰による影響を受けている		
2	直近1事業年度分の年間売上高が 103 万円を超える		
3	申請日時点で事業を継続しており、引き続き市内で事業を継続する意思を有する		
4	令和5年度白井市地域公共交通支援金(路線バス)の対象ではない		
5	令和5年9月実施の白井市電力・ガス等価格高騰対策支援金は 申請していない		
6	事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなる恐れがない		
7	事業を営むにあたり関連する法令及び条例などを順守している		
8	本支援金に係る宣誓・誓約・同意書の内容に偽りなく、これを宣誓・誓約・ 同意する		
9	暴力団排除条例及び要領にて定める規定に順守し、本件に係る千葉県 警察本部への調査・報告について予め承諾する		
10	以下の給付対象外となる要件に該当しない ・主たる収入を雑所得または給与所得で確定申告した個人事業者のうち、被雇用者又は被扶養者であるもの ・中小企業基本法第2条第1項に規定する業種のうち、日本標準産業分類(第13回改定)上の大分類S(公務)、大分類T(分類不能の産業)を営むもの ・法人税法別表第一に規定する公共法人(国立大学法人、地方独立行政法人、土地区画整理組合など)・宗教上の組織または団体 ・政治団体 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客業務受託営業を行うもの ・本要領に記載する「暴力団排除に関する規定」の各号いずれかに該当するもの及び該当する者がいるもの		
全て「 はい 」にチェックがある⇒			対象
1つでも「いいえ」にチェックがある⇒			

〇その他本支援金の趣旨や目的に照らして、交付が適当でないと市が判断する場合は対象外となります。

〇特例を活用することで申請できる可能性があります。(5ページをご確認ください。)



□その他留意事項

〇要件に該当しない事実や不正などが発覚した場合

審査中⇒不交付

交付決定後⇒これを取り消します。この場合、申請者は市に支援金を返金することになります。

- 〇市は必要に応じて、申請内容について調査する場合があります。 その場合、申請者は市に協力するとともに速やかに状況を報告くださいますようお願いいたします。
- 〇申請者は本支援金の申請に係る書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を 5 年間保存しておく必要があります。
- 〇申請書類に記載された個人情報及び法人情報は、本支援金の審査や支給の目的で使用し、その他 の目的には使用いたしません。



□交付対象者の特例

新規開業や事業承継など下記の特例に該当する事業者は、その特例に応じた書類を提出することにより支援金の対象となります。

特例	内容•提出書類等		
新規事業	創業後任意の 1 か月の売上に「12」を乗じた金額を直近1事業年		
初处学术	度分の年間売上高とみなすことができる		
1)令和4年1月2日以降に創業	<提出する書類>		
し直近1事業年度分の年間売	① 税理士による署名がなされた、対象となる月の事業収入を証		
上高が 103 万円を超えていな	明する書類(様式は任意)		
い事業者	※税理士による署名が難しい場合はご相談ください		
2)申請日時点で申告義務が発			
生していない事業者	又は、開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し		
合併			
	合併前、合併後の法人の売上を合計した金額を売上とみなすこと		
	ができる		
令和4年1月2日以降に合併し			
た事業者			
事業承継	手続き前後の売上を合計した金額を売上とみなすことができる		
	ᄼᄱᇄᆂᅔᆂᄣ		
A10 4 F 1 D 0 D N 1961-	く提出する書類>		
令和4年1月2日以降に	中小企業等…法人設立届出書		
1)事業承継をした個人事業主	個人事業者等・・・個人事業の開業等届出書の写し又は開業日、所		
2)法人成り*1	在地、代表者の記載がある公的書類の写し		
3)個人成り**2			
NDO 法 L - 公共计 L 年	確定申告書類の代わりに以下の書類を提出すること <提出書類>		
NPO 法人·公益法人等	へ には できる できます できます できまり		
	・し限歴事項主部証明書または依拠法市に基づさ法人等の設立 について公的機関に認可等されていることがわかる書類		
NPO 法人や公益法人等(法人税	②直近1事業年度分の年間売上高を確認する書類		
法(昭和40年法律第34号)別表	; ②直近 事未平及がの平间元上高を確認 9 る音類 ・ 社会福祉法人…事業活動計算書		
第 2 に規定する公益法人などに	社云価征広入…事未占動計算者 NPO 法人…(特定非営利活動に係る)事業報告書		
該当する法人)	NFO 法人…(特定非呂利冶凱に味る)事業報告書 公益法人…正味財産増減計算書		
	公宝公八		

- ※1 法人成り:個人事業者から法人化(法人を設立)した事業者
- ※2 個人成り:法人が個人事業化した事業者



□暴力団排除に関する規定

交付を受けようとする事業を行うもの(法人その他の団体にあっては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者または当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ))が将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- ー 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する 暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 二 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行う恐れがないと認められる者を除く。)
- ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)又は暴力団員を利用する行為
- イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力 団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ず る行為
- ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他団体にあっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 四 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者は、上記二又は三に該当するもの(補助事業を行うものが法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が上記のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。



□支援金の申請期間、申請方法

【申請受付期間】

令和6年1月16日(火)から令和6年2月15日(木)まで(郵送の場合、必着)

※なお、予算に達した場合、予告なしに早く締め切らせていただきます。

窓口・郵送の受付時間は下記のとおりとなります。ご了承ください。

〇窓 口 で受付:窓口で受け取った時間

〇郵送での受付:役所に到達した日の 17 時 15 分以降

ご持参、ご郵送の際は書類の確認を十分行ったうえで申請してください。

【申請受付窓口】

白井市役所 産業振興課

【郵送での受付】

宛先: 〒270-1492 千葉県白井市復 1123

白井市役所 産業振興課 白井市電力・ガス等価格高騰対策支援金 受付係

※郵送にあたっては、簡易書留など郵送物の追跡が可能な方法でお送りください。

裏面には、差出人の住所・氏名を必ずご記入ください。

【申請書類等の入手方法】

- 白井市役所ホームページよりダウンロードすることができます。
- ・白井市役所、商工会、公民センターでも申請要領・申請書類を配布しております。
- ※提出する書類は、書類の散逸を防ぐため、全て A4 サイズとするか、A4用紙に貼付していただきますようお願いいたします。

【交付から決定まで】

申請書の受付(到着)後、申請内容・書類等を確認し、不備がなければ交付決定通知書を送付いたします。 3週間程度(申請状況により延びる場合有)で指定された口座に振込を行います。

入金については通帳記帳によりご確認をお願いいたします。

なお、提出書類の不備、コピーが薄い、文字が読みにくい等の判別が困難な場合には再提出をお願いする場合があります。またその場合は交付決定、申請された口座への振込に遅れが生じます。



□提出書類

確	必要書類		法人	個 人	
認				青色	白色
	白井市電力·ガス等価格高騰対策支援金申請書兼請求書 (様式第1号(第5条))		0	0	0
	宣誓・誓約・同意書(様式第2号(第5条)) 〇代表者の欄は <u>必ず自署</u> でご記入をお願いいたします。		0	0	0
確定申告書 (直近1事業年度分の年間売上高がわかるもの) ・収受日付印(e-Tax により申告した場合は、受付日が印字)されていることが必要です。 ・e-Tax による申告であって、受付日付が 印字されていない場合は別途 「受信通知(メール詳細)」を添付してください※1。	・収受日付印(e-Tax により申告した場合は、 受付日が印字)されていることが必要です。 ・e-Tax による申告であって、受付日付が 印字されていない場合は別途「受信通知	口法人 確定申告書 別表一	0		
		口法人事業概況説明書 両面1枚	0		
		口個人 確定申告書 第一表、第二表		0	0
		口青色申告決算書 両面2枚 ^{※2}		0	
	口収支内訳書 両面1枚 ^{※2}			0	
	本人確認ができる書類 ^{*2} 〇運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)等の官公省が発行 した身分証明書もしくは資格証明書(本人写真、氏名、生年月日 または住所の記載がある部分)			0	0
	振込先口座を確認できる書類 ^{*2} 〇銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの 〇通帳の場合:表紙と表紙を開いたページの写しをご提出ください。		0	0	0
	その他市長が必要と認める書類		0	0	0

〇提出する書類は、書類の散逸を防ぐため、全て A4 サイズとするか、A4用紙に貼付していただきますようお願いいたします。

※1 確定申告書において、収受日付印、e-Tax 申告による受付日付の印字、e-Tax 受信通知のいずれも 用意できない場合には、当該事業年度の確定申告で申告したもしくは申告予定の事業収入を証明できる 書類であって、税理士による署名がなされたもの(様式は任意)を提出することで代替することができます。

- 〇雇用によらない業務委託契約等に基づく事業収入を、主たる収入として雑収入、給与収入で確定申告 した個人事業者等の場合は下記の書類も必要です。※2
 - □国民健康保険証
 - 口業務委託契約等収入があることを示す書類



※2 詳細は「白井市電力・ガス等価格高騰対策支援金」に関する HP のよくあるご質問でご確認ください。